

東京都スポーツ少年団規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人東京都スポーツ協会（以下「協会」という。）定款（以下「定款」という。）第37条の規定に基づいて設置された東京都スポーツ少年団に関することを定める。

第2条 東京都スポーツ少年団は、都内スポーツ少年団によって構成する代表組織体とする。

2 東京都スポーツ少年団は、区市町村体育・スポーツ協会等が設置、又は認知した区市町村スポーツ少年団をもって構成する。

第2章 目 的

第3条 東京都スポーツ少年団は、協会の目的に従いスポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事 業

第4条 東京都スポーツ少年団は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団の体力テストを含む活動の普及指導及び実施
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活用
- (4) スポーツ少年団の国内・国際交流行事の実施
- (5) スポーツ少年団の全都的事業の実施
- (6) 関係団体との連携
- (7) そのほか目的達成に必要な事業

第5条 東京都スポーツ少年団は前条の事業に関しては、決定及び実施の権限を有する。ただし、東京都スポーツ少年団の事業計画及び予算については、あらかじめ、協会理事会(以下「理事会」という。)の承認を得るものとする。

第4章 登 録

第6条 東京都スポーツ少年団の加入は、登録をもって行い、同時に日本スポーツ少年団に登録する。

2 登録に関しては別に定める。

第5章 役員

第7条 東京都スポーツ少年団に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 常任委員 10名以上15名以内
- (4) 委員 52名以内

第8条 委員は、区市町村スポーツ少年団本部がその本部長、副本部長の中から1名を選出する。

第9条 本部長は、委員総会でこれを推挙し、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

2 本部長は、東京都スポーツ少年団を代表し団務を統轄する。

第10条 副本部長は委員総会で選出し、本部長が委嘱する。

- 2 前項のほか、本部長は協会スポーツ少年団育成委員会委員長を副本部長に委嘱する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名した順序により副本部長がその職務を代理し、またその職務を行う。

第11条 常任委員は、委員総会において委員の中から7名を選出し、本部長が委嘱する。

- 2 前項のほか、本部長は理事会が決定したスポーツ少年団派遣理事を常任委員に委嘱する。
- 3 前各項のほか本部長は委員総会に諮って指導者協議会委員及び学識経験者からそれぞれ若干名の常任委員を委嘱することができる。

第12条 役員の任期は定款第28条第1項に規定する理事の任期による。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。
- 3 役員は任期が満了しても後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第6章 名誉委員

第13条 本部長は委員総会に諮って、東京都スポーツ少年団の事業に顕著な貢献をした者を終身の名誉委員に推挙することができる。

2 名誉委員は委員総会に出席して意見を述べることができる。

第7章 会議

第14条 委員総会は、本部長、副本部長、常任委員及び委員をもって構成し、東京都

スポーツ少年団の事業計画、予算、事業報告、決算そのほか業務に関する重要事項で、本部長の付議した事項を議決する。

- 2 委員総会は年2回開催し、本部長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 前項のほか常任委員会が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上からの会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は、2週間以内に臨時の委員会を招集しなければならない。

第15条 委員総会は構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

- 2 常任委員及び委員が委員総会に出席できないときは、議決権をほかの構成員又はその所属する区市町村スポーツ少年団の役員に委任することができる。この場合、委任した常任委員又は委員は出席したものとみなす。

第16条 委員総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第17条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、東京都スポーツ少年団の団務を議決し執行する。

- 2 常任委員会は必要に応じて開催し、本部長がこれを招集して議長となる。
- 3 常任委員会は構成員の2分の1以上出席しなければ開催することができない。
- 4 常任委員会の議事は出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。
- 5 常任委員が常任委員会に出席できないときは、議決権をほかの構成員に委任することができる。この場合委任した常任委員は出席したものとみなす。

第18条 委員総会及び常任委員会を招集することが困難であると本部長が認める時は、書面、電磁的記録又はWeb会議により開催し、審議を行うことができる。

第8章 専門部会

第19条 東京都スポーツ少年団に次の専門部会を置く。

- (1) 総務部会
 - (2) 指導育成部会
 - (3) 活動促進部会
- 2 前項のほか常任委員会の議決を経て、必要な専門部会を設けることができる。
 - 3 専門部会は専門事項について調査研究を行い、常任委員会に意見を具申する。
 - 4 専門部会について必要な事項は常任委員会の議決を経て別に定める。

第9章 指導者協議会

第20条 東京都スポーツ少年団に指導者の資質、指導力の向上のため指導者協議会を置く。

- 2 指導者協議会については、常任委員会の議決を経て別に定める。

第10章 補 則

第21条 東京都スポーツ少年団の事務は、協会事務局において処理する。

第22条 この規程は常任委員会及び委員総会において、それぞれの3分の2以上の同意を得たのち、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成23年3月24日理事会議決により一部改正。
- 3 この規程は、平成23年12月14日理事会議決により一部改正。
- 4 この規程は、公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 5 この規程は、平成27年3月27日理事会議決により一部改正。
- 6 この規程は、令和3年3月8日理事会議決により一部改正。
- 7 この規程は、東京都スポーツ少年団常任委員会（令和6年2月22日）及び委員総会（令和6年2月27日）の同意を経て、令和6年3月4日理事会議決により一部改正（団体名称）し、令和6年4月1日から施行する。